

本会議から付託された議案 1 件の審査を行うため、9 月 3 日に産業建設委員会を開催しました。

議案第 63 号 平成 30 年度総社市一般会計補正予算（第 5 号）

～内容～

本委員会の所管に属する部分は、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した農家への支援及び家屋解体を行うための経費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査のあと、採決の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：農業の継続を希望しない農家についても、農機具補償の対象となるのか。

答：離農予定の場合は対象とならない。ただし、今回の補正予算とは別の補助メニューの対象となる。

問：家屋解体の対象となるのは、住家だけか。また、未登記の建物も対象とするのか。

答：半壊以上の建物を対象とするが、住家に限定していない。また、未登記の建物は、課税状況も見て、判断することとなる。

問：どのくらいの期間で解体するのか。また、公費解体の発注先はどことなるのか。

答：年度末まで申請を受け付け、新年度においても引き続き処理を行う。申請を受けてから 1 棟当たり、2 ヶ月から 3 ヶ月がかかると想定している。また、発注先は総社市建設業組合と考えており、これで間に合わない場合は、指名業者のうちから資格を持っている業者をお願いする場合もある。